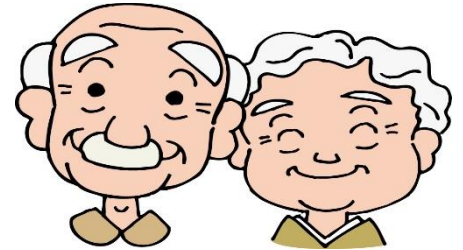


日光市消費生活センターだより

※平成29年度上半期の消費生活相談件数は303件でした。

そのうち70歳以上の相談は80件あり高齢者の消費者被害に関する相談が多く寄せられています。高齢者は日中一人で自宅にいることが多いため電話勧誘販売や訪問販売による被害に遭いやすいと思われます。

被害を防ぐために家族や地域の見守りが重要です。



要注意！！

あなたも狙われているかも

～架空請求のはがき～ 10月は21件相談がありました！！

総合消費料金に関する訴訟
最終告知のお知らせ

本人様から連絡ください。
03-0000-0000

法務省管轄支局
〇〇〇管理センター



- チェック1**・「最終通告」「最終告知」「民事訴訟」「訴状受理」等の言葉が使われている。
- チェック2**・債務の内容や請求金額がわからない。
- チェック3**・至急電話をするよう記載されている。
- チェック4**・電話番号は東京の市外局番「03」から始まる。
- チェック5**・公的機関のような名称。

- 身に覚えのない請求に応じる必要はありません。
(実際の訴訟に関する通知ではありません。)
記載された電話番号等には絶対に連絡をせず無視をする。

～還付金詐欺～

公的機関を名乗って、税金や年金、医療費などの還付金があると偽りの電話をかけ言葉巧みにATMを操作させ現金を振り込ませます。

「今すぐATMへ」は詐欺です！

- 自治体では還付金がある場合は通知を郵送し指定された口座に振り込みます。
いつも留守番電話にしておく。
怪しい電話は、家族や警察、消費生活センターに相談する。

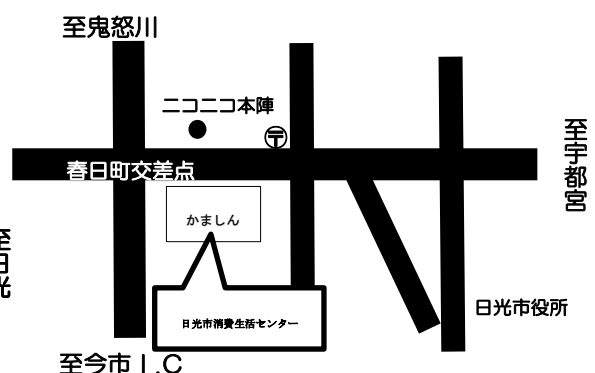


～消費生活に関する相談は～ 日光市消費生活センター

〒321-1261 日光市今市 456 番地
(ショッピングプラザ日光 4階)

TEL0288-22-4743 FAX0288-22-4750

受付時間 月～土曜日 10:00～16:00
休 所 日 日曜日、祝日、年末年始

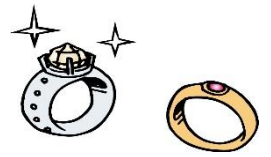


法改正されました！！

訪 問 購 入

「不用品無料で引き取ります」「要らない洋服買い取ります」こんな電話ありませんか。でも本当の買い取りの目的は貴金属です。被害が多いため特定商取引法が改正されました。

- 消費者からの要請がないのに業者が訪問し勧誘することは禁止です。
- 断った消費者に対して再勧誘することは禁止です。
- 契約した場合は書面の交付が義務付けられました。
- 書面を受け取った日から8日以内であればクーリングオフができます。
- 8日間のクーリングオフ期間は品物を業者へ渡す必要はありません。
必要なければきっぱり断りましょう！



衣類等の洗濯表示（取扱い表示）が変わりました！！

これまでは日本独自の洗濯表示でしたが国際規格に合わせた改正により国内外で統一した新しい洗濯表示になりました。

- 衣服の「取扱い表示」やタグなどは洗濯や手入れの情報源です。
しっかり読みましょう！
衣服の購入時にも「取扱い表示」を確認して洗濯の参考にしましょう。



衣類等の洗濯表示

ポイントは5つの基本記号に付加記号や数字を組み合わせて表します

【基本記号】



洗濯の仕方



漂白の仕方



乾燥の仕方



アイロンのかけ方



クリーニングの種類

【付加記号】

強さ

通常：線なし 弱い：— 非常に弱い：＝

【線（—）の数が多くなるほど、弱い処理を表します】

禁止



温度

低い ←————→ 高い

※ 出前講座 ※

消費生活センターでは消費生活に関する情報や消費者被害に遭わないポイントなどをわかりやすくお話する「ひかりの郷にっこう」出前講座を開催しています。

町内で、老人会で、ディサービスで、サークル等でお申込みください。申込み先は公民館へ